

檜原村じゃがいも焼酎製造等施設 指定管理者募集要項

令和7年10月

1	指定管理者募集の目的	2
2	管理運営施設の概要	2
3	管理運営期間	2
4	管理運営に関する基本的事項	2
5	指定管理者が行う業務	3
6	収入に関する事項	4
7	管理運営に関わる経費	4
8	応募資格等	4
9	応募書類	5
10	申込方法及びスケジュール	6
11	指定管理者の選定及び協定	7
12	その他	8
13	問い合わせ先、応募書類等の提出先	8

<関係資料>

- ・ 檜原村じゃがいも焼酎等製造事業調査業務委託報告書
- ・ 檜原村じゃがいも焼酎等製造事業基本計画

1 指定管理者募集の目的

檜原村（以下「村」という。）は、活力のある村を目指して、総合計画及び総合戦略において「特色のある農産品づくり」を施策として位置づけ、村のじゃがいもをはじめとする農産品のブランド化及び6次産業化の取組を推進している。その一環として平成30年度に「檜原村じゃがいも焼酎等製造事業基本計画」を策定し、じゃがいも焼酎を含む「特色のある農産品づくり」の拠点施設として、じゃがいも焼酎製造工場を含む施設（以下「本施設」という。）を整備してきた。

そこで、村では、本施設の管理運営に民間事業者のノウハウを活用し効果的、効率的な運営を目指して、本施設の管理運営を行うもの（以下「指定管理者」という。）を選定するため、この要項の定めるところにより指定管理者を募集する。

2 管理運営施設の概要

- ①名 称 檜原村じゃがいも焼酎製造等施設
- ②所 在 地 東京都西多摩郡檜原村 4023 番地 1
- ③構 造 木造平屋建
- ④規 模 敷地面積：1,676 m²、延床面積：442 m²
- ⑤施設内容 原材料倉庫、製麹室、仕込み室、瓶詰室、製品倉庫、ボイラー室、エントランスホール、研修室、売店、厨房室、作業室、事務室、休憩室・更衣室等
- ⑥付帯施設 特産品製造作業施設 木造2階建 延床面積：84.87 m²
- ⑦関係法令 本施設は、都市計画区域外及び自然公園（普通地域）内に立地する。
- ⑧交 通 JR武蔵五日市駅からバス約35分、バス停「夏地」下車徒歩約1分

3 管理運営期間

管理運営期間は、令和8年4月1日から5年間とする。

4 管理運営に関する基本的事項

本施設の管理・運営においては、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- ①村の農業、商業、観光業の総合的な振興と、事業の展開によって生み出される村内での雇用創出を図ることを目的に設置している施設であることを念頭に置き、公平な管理運営を行うこと。
- ②利用者が快適に本施設を利用できるよう適切な管理運営を行うとともに、効率的な運営を行うこと。
- ③衛生面には十分配慮し、安全な農産加工品を提供できるように、常に改善に努めること。

- ④指定管理者は、村と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。
- ⑤指定管理者は、管理運営に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない等の責務が課せられるほか、後日、村と締結する協定において、村から利用者に関する個人情報の開示の要求があった場合には、適正に対応するものとする。
- ⑥指定管理者は、管理運営に係る経理事務を行うにあたり、法人や団体自身から独立した会計帳簿書類及び経理規定を設けること。また、本施設の管理運営に係る収支が明確に判断できるように、経費及び収入は、法人や団体自身の口座とは別の口座で管理すること。
- ⑦指定管理者は、後日、村と締結する協定において、村から管理運営に関する文書等の提出の要求があった場合には、適正に対応するものとする。
- ⑧管理運営を行うにあたっては、関係法令等（条例、規則等を含む。）の規定を遵守すること。
- ⑨本施設を管理運営するにあたって、資格・免許等が必要な場合は、管理運営期間前にその資格等を取得すること。
- ⑩指定管理者は、本施設の管理運営に関する業務の全部又は一部について、原則第三者に委託（再委託）し、又は請け負わせてはならない。なお、再委託を行う場合は、事前に村の承認が必要となる。ただし、清掃業務など管理運営業務の目的を損なわない業務については、この限りではない。

5 指定管理者が行う業務

指定管理者の行う業務は下記のとおりとし、業務の具体的な内容は、村と指定管理者で協議の上、定めることとする。

- ①村内で生産されたじゃがいもを主原料としたじゃがいも焼酎の製造・販売に関する業務
- ②村内で生産された農林水産物の加工・販売に関する業務
- ③施設及び設備の維持・管理に関する業務
- ④自主事業に関する業務
- ※自主事業の設備整備の費用負担は、指定管理者の負担とするが、村と協議して決定する。
- ⑤業務報告に関する業務
- ⑥その他指定管理者が本施設の管理上必要と認める業務
- ⑦その他村長が必要と認める業務

6 収入に関する事項

- ① じゃがいも焼酎及び農林水産物加工品等の販売による売上は、指定管理者の収入とすることができる。
- ② 自主事業の収入は、指定管理者の収入とすることができる。
- ③ 檜原村じゃがいも焼酎製造等施設条例及び檜原村じゃがいも焼酎製造等施設条例施行規則に基づき本施設の一部を占用し、他者に利用させることができる。なお、占用使用料については、指定管理者の収入とすることができる。

7 管理運営に関わる経費

- ① 本施設の管理運営に関する一切の費用（指定管理者の交代に伴う引継ぎを含む。）は、じゃがいも焼酎及び農林水産物加工品等の販売による売上及びその他の収入をもって充てるものとする。
- ② 本施設及び設備について保守管理及び修繕は、指定管理者の責任において行うものとする。
- ③ 1 件当たり 10 万円未満の本施設の修繕、改造、備品の修繕等に係る費用については、指定管理者の負担とする。また、1 件当たり 10 万円以上の修繕は、村と指定管理者が協議の上、村が修繕を行う。
- ④ 村が備え付ける備品等は、備品等一覧表で定めるとおりとし、指定管理者に無償で貸与する。なお、指定管理者の責任により滅失し、又は毀損した備品等の補充については、指定管理者が負担することとする。この場合、当該備品等は村に帰属するものとする。
- ⑤ 電話、FAX、インターネット通信費（プロバイダー料を含む。）、郵便料金、消耗品、光熱水費等の経費は、指定管理者が負担するものとする。
- ⑥ 本施設そのものの欠陥や地震等の天災により事故、火災等が発生した場合、当該事故等の処理に要する費用については、村の負担とし、指定管理者の故意又は過失により、村又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償費用は、指定管理者の負担とする。また、運営管理期間中の物価変動、金利変動、税制改正その他の法令改正等に伴う経費の増加等は、原則、指定管理者の負担とし、その詳細は、別に締結する協定において定める。
- ⑦ その他の事項については、別に締結する協定に定めることとする。

8 応募資格等

（1）応募者の資格

檜原村に事業所を置く又は置こうとする法人、団体（以下「法人等」という。）で次のいずれにも該当しないこと。

- ①地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）の規定に該当する者
- ②檜原村が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名保留又は指名停止措置を受けている者
- ③国税及び地方税を滞納している者
- ④経営不振の状態（破産手続、会社更生手続その他類似の手続開始の申立がなされている、特別生産手続若しくは会社清算手続が開始されている、手形取引処分がなされている。）にある者
- ⑤無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 1 項各号に該当する団体及びその役職員及び構成員
- ⑥暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及びその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者

（２）応募資格の留意事項

本施設の管理運営のため新たに法人等を設立する場合は、応募時に設立しなくても、その名称等を使用して申請できることとするが、村が指定する日までに法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領印のある申請書の写しを提出すること。

また、酒造免許を取得していること、又は、指定管理の開始時まで確実に免許を取得できること。

９ 応募書類

応募者は指定管理者応募申込書等を下記のとおり提出する。

（１）指定管理者応募申込書（様式１）

（２）事業の提案書（様式任意）

- ①「５ 指定管理者が行う業務」（①～④）に対する事業内容、実施体制を提案すること。
- ②杜氏となる人材の配置、育成等を提案すること。
- ③主原料となる村で生産されたじゃがいもの調達方法等を提案すること。

（３）年度別事業計画書（様式２）

上記の（２）事業の提案書に対する５年間の年度別事業計画を作成すること。

（４）年度別収支計画書（様式３）

上記の（３）の年度別事業計画書に対する５年間の年度別収支計画書を分かりやすく記載し作成すること。

（５）法人の場合は定款及び登記簿謄本、団体の場合は代表者の住民票の写し

- (6) 当該法人等の前事業年度の貸借対照表及び財産目録
- (7) 納税証明書（納税義務がない場合、その旨を記載した申し立書）

10 申込方法及びスケジュール

(1) 指定管理者選定スケジュール

令和7年10月31日	指定管理者応募申込書等の提出締切
令和7年11月中旬	指定管理者の選定
令和7年11月下旬	指定管理者の内定
令和7年12月中旬	指定管理者の決定
令和8年1月～3月	じゃがいも焼酎製造等施設事業内容の協議開始
令和8年4月1日～	本施設管理運営業務開始

(2) 募集要項の内容等に関する質問受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は、下記のとおり受け付ける。

ただし、質問を受け付けるのは、応募の資格があるものからの質問のみとする。

質問の内容が重要なものについては、村ホームページ上で公開し、応募を検討する事業者全員が閲覧できるものとするが、公開にあたっては、質問者に関する情報は掲示しない。

- ①受付期間 令和7年10月6日（月）から10月17日（金）午後5時まで
- ②提出方法 募集要項の内容等に関する質問書（様式4）に必要事項を記入し、持参又は電子メールにて提出すること。
- ③提出先 檜原村産業環境課観光商工係（13の担当部署）
- ④回答期間 令和7年10月20日（月）から10月24日（金）

(3) 指定管理者応募申込書等の受付

応募者は「9 応募書類」の指定管理者応募申込書等を以下のとおり提出する。

- ①受付期間 令和7年10月6日（月）から10月31日（金）まで
土曜日、日曜日、祝日は受付不可。
- ②受付時間 午前9時から正午及び午後1時から5時まで
- ③提出方法 持参のみ受け付ける。
郵送等による提出は受け付け不可。
- ④提出先 檜原村役場庁舎1階 産業環境課（13の担当部署）
- ⑤提出部数 正本1部およびPDFデータ

(4) 応募の辞退

応募者は、指定管理者応募申込書等を村に提出した後、本応募を辞退する場合には、指定管理者応募辞退届（様式5）を提出する。

1 1 指定管理者の選定及び協定

(1) 指定管理者の選定

次の選定基準に基づき提出された指定管理者応募申込書等の記載内容について審査し、村の選定委員会により指定管理者を選定する。

なお、事業の提案書等に対するヒアリングを実施する場合があるが、その場合、日時・場所等詳細については、対象応募者に後日連絡をする。

ただし、選定において「指定管理者なし」とする場合がある。

(2) 選定基準

指定管理者の審査は、以下の基準に基づいて行う。

① 公平な使用の確保

ア 「1 指定管理者募集の目的」と「4 管理運営に関する基本的事項」①に合致した理念・運営方針があること。

イ 本施設の事業計画に公平性を維持する考え方があること。

②利用者サービスの向上

ア 新たなサービスの提供等、サービス向上を実現する具体的な計画があること。

イ 個人情報の保護及び情報公開への対応について十分な配慮があり、必要な措置を講じていること。

③経費の節減など効率的な運営

ア 利用者の増加を図る等、収支状況の改善に向けた計画があること。

イ 経費節減のための工夫がなされるなど効率的な運営の仕組みを有していること。

④安定的な施設サービスの継続的な提供

ア 本施設の管理及び事業の運営を行うにあたって十分な能力を有し、事業内容に適した人員が配置されていること。

イ 本施設及び類似施設の管理に実績があり、評価を得ていること。

ウ 施設管理手法及び維持管理体制が明確になっており、安全、安定的な施設管理ができること。

エ 経営が安定しており、本施設を継続的・安定的に管理できる能力を有していること。

オ 収支の計画が適正かつ実現可能であること。

カ 杜氏となる人材の配置、育成等が適切かつ実現可能であること。

キ 主原料となるじゃがいもの調達計画が適切かつ実現可能であること。

⑤施設整備方針との整合性

ア 檜原村に立地する強みを活かし、観光客を誘致する戦略があること。

イ 檜原村に訪れる観光客の立ち寄りを促す、具体的な提案があること。

(3) 審査結果の通知

①審査結果については、応募者に文書で通知する。

②選定過程、結果に関する問合せには一切応じないものとする。

1 2 その他

(1) 応募者の取扱い

応募者名及び提案内容については、公表しないものとする。

ただし、指定管理者に決定した際には、指定管理者名及びその計画の概要について公表することがある。

また、指定管理者以外の応募者については、指定管理者の決定結果の公表等必要な場合は、匿名でその計画の概要を公表する場合がある。

(2) 提出書類の取扱い

応募に際して提出した書類等は、一切返却しないものとする。

(3) 著作権の取扱い

応募書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、指定管理者の決定結果の公表等必要な場合は、無償で利用できるものとする。

(4) 費用の負担

この募集に関して、応募書類の作成等に要する費用は、応募者の負担とする。
なお、応募については、無料とする。

1 3 問い合わせ先、応募書類等の提出先

担 当 部 署：檜原村産業環境課観光商工係

郵便番号：〒190-0212

所 在 地：東京都西多摩郡檜原村 467-1

電 話：042-598-1011（内線 128）

電子メール：kankou@vill.hinohara.tokyo.jp